

堺市女性の求職喚起及び女性就労モデル事業運営業務

仕様書

1. 業務名

堺市女性の求職喚起及び女性就労モデル事業運営業務

2. 業務の目的

本業務は、働く意思を持ちながら、子育てなど家庭と仕事の両立を困難と感じ、求職活動を行っていないいわゆる「潜在求職者」とされる女性を対象として就労に向けた支援等を実施することで、本市における女性の就業率を増加させ、女性活躍の推進を図り、中小企業の人材確保ひいては地域経済基盤の安定化をめざすことを目的とする。

3. 履行場所

堺市内ほか

4. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5. 対象者

潜在求職者の女性

市内中小企業等

6. 業務内容

(1) 女性の求職喚起業務

イベント開催等を通じて子育て世代などの潜在求職者に、働く女性の情報の共有や企業の取組の紹介などにより不安感の解消を図り、求職活動への意欲を喚起し、また、女性が働きやすい条件など企業に対するニーズなどの情報を収集・分析するため、次の業務を行うこと。

ア 堺市内の子育て世代の女性を対象とし、育児や生活、就職における相談等を行うイベントを下記のとおり開催すること。なお、具体的なスケジュールについては、受注者が提案の上、発注者と協議を行い定めること。

・イベント実施時期、回数 令和7年9月～12月の間に2回以上（1回の開催時間は、10時～16時を想定している）

・イベント参加目標数 200組（例：1回あたり100組×2回）

※1組とは1家族あたりの参加者の数とし、大人1人につきこどもを数人連れていても参加できる想定とすること。

イ イベントの企画・開催に当たっては、子育て中の女性が参加しやすいよう親子で楽しめるコンテンツを設けること。また、就職や仕事と子育てとの不安解消に向けた相談会等を実施すること。イベントは、親子参加可能とし、親子が別行動になる場合など必要に応じ、託児を行うこと。イベントの企画にあたっては、別紙「令和6年度親子イベントチラシ」を参考にする。

イベント開催に係る、周知、参加者募集、会場・機材確保、運営スタッフ確保、問合せの対応等を行うこと。会場について、1回は堺市産業振興センター2階小ホールを利用することとし、料金や設備についてはホームページ等で確認すること。また、他の1回は堺市産業振興センター以外で実施すること。会場は受注者が確保をするが、堺市産業振興センターでは参加しにくい層が参加しやすい立地の会場を選定し、事前に発注者の確認を取ること。規模や費用は同程度の会場を想定すること。なお、本市が設置する施設を利用する場合であっても、定められた施設使用料を負担すること。

ウ イベントの参加者に対し、求職への意欲を喚起し、適切な就労支援機関に誘導する。また、女性が働きやすい条件など企業に対するニーズなどの情報を収集・分析すること。イベントは「さかいJOBステーション」及び「キャリアナビさかい」両事業との共催で実施する。イベントを通じて「さかいJOBステーション」及び「キャリアナビさかい」の新規会員登録に繋がられるよう、両業務の受注者と連携をとること。なお、連携等に際して必要な情報は市から提供する。ただし、求職意欲の喚起及び就労支援機関への誘導は、参加者の自由意思を尊重し、決して強制することのないこと。個人情報の取り扱いに関しては、利用方法について説明の上、事前に同意を得ること。

・「さかいJOBステーション」及び「キャリアナビさかい」を含む就労支援機関への会員登録目標人数 各支援機関それぞれ100人以上

エ イベントの情報及び女性の就職全般に関する情報を、SNSその他の媒体で発信すること。

①イベントについての情報発信

・広報手法については、実施目標数を参考に紙媒体・SNS掲載等効果的な手法を提案すること。なお、発注者を通じて市の施設に配架することも可能である。（1種につき400部まで配架可能）

※例 実施目標数（イベント1回あたり）

紙媒体 : チラシ（A4判、カラー片面印刷）400枚

ポスター（A1判、カラー印刷、屋内用）2枚

SNS掲載：イベント案内5回

・市広報や市ウェブサイト等に情報を掲載するため、発注者に原稿を提供すること。

・開催日の約1か月前から告知、開催日の約2週間前から募集開始すること。

②女性の就職全般に関する情報

・本市や「さかいJOBステーション」、その他、国、大阪府などの就労支援機関が実施する、本

業務の支援対象者が利用できる事業やイベント、講座などの情報を積極的に発信すること。

※例 実施目標数 SNS（LINE）発信回数10回

オ アンケート調査

イベントの参加者に対し、氏名・生年月日・住所・電話番号・メールアドレス・現在の職業の状況（無職、育児休業中など）の他、今後就職支援を行うにあたり必要と思われる事項を項目に入れたアンケートを実施すること。

カ 実績報告（速報値）

イベントの実績については、翌月5日までに次の事項をエクセルにまとめ電子メールで発注者に報告すること。

- ①開催したイベントの名称・日時・場所・実施した内容
- ②開催したイベントごとの参加人数（複数のイベントに参加した場合でも、それぞれで計上し、その合計はのべ人数とする）
- ③企業が参加した場合は参加企業名
- ④開催したイベントごとにその場で「さかいJOBステーション」及び「キャリアナビさかい」に誘導（資料を用いた事業案内又は施設案内又はその両方を行うことを言う、以下同じ）した人数（複数のイベントに参加した場合でも、それぞれで計上し、その合計はのべ人数とする）
- ⑤開催したイベントごとにその場で「さかいJOBステーション」及び「キャリアナビさかい」に会員登録した人数、または、誘導しこれを利用した人数（人数は実人数とし、複数のイベントに参加した場合でも、計上するのは1回のみとする）
- ⑥イベントで実施したアンケート結果、聞き取った潜在求職者の意見（アンケートについては、個人情報削除をして報告すること）

（2）女性就労モデル事業運営

ア 企業等での女性の雇用推進の取組事例紹介記事の作成を行うこと。記事については、各企業1本、合計9本程度の記事を作成すること。

- ①記事の内容について、企業情報（企業の特徴等）の紹介に加え、「潜在求職者」とされる女性の雇用推進の取組内容、取組の背景や想い、思い描く将来像やビジョン、実際に勤務されている従業員へのインタビュー、雇用推進の為の制度など、「潜在求職者」が企業に興味を持ち、就労意欲の喚起を促すような内容にすること。また、本事業に参加していない企業等が、当該記事を読んだ際にその取組や制度について参考にできるような内容とすること。
- ②掲載時期と頻度について、令和7年8月～令和8年2月の間に9本すべての記事の掲載を行い、令和7年9月～令和8年1月については、各月1本以上の掲載を行う。また、記事の掲載は企業への取材から原則として2カ月以内に行う。企業の都合により取材や記事の作成が遅れる場合には、市と協議の上スケジュール調整をすること。
- ③記事の仕様について、1本の記事あたり、4000字程度とし、写真を3枚程度掲載すること。各記事についてレイアウトを整え、9本の記事について統一的なデザインとすること。
- ④協力企業の選定及び調整について、「潜在求職者」とされる女性の雇用を推進したい意思を

持ち、実践のための取組を実施している市内企業等を本市と協議の上選定し、記事作成等についての企業の同意を得ること。また、企業の選定においては、交流会への参加についても考慮すること。

- ⑤記事作成にかかる取材について、事業者やその関係者等に対し取材を行うこと。また、取材対象者についての写真貸与の可否の調整をすること。適当な写真がない場合は、発注者や取材先と撮影について調整すること。その他、取材実施に向けた各種調整を行うこと。日程調整等は場合により発注者が行うこともある。
- ⑥記事の内容確認について、掲載の 2 週間前までに、発注者に初稿を提出し、内容の承認を得ること。初稿確認後は納品までに 2 回校正をうけること。記事の納品は PDF 等のデータで行うこと。
- ⑦記事の発信や周知、堺市 HP への誘導について
 - ・堺市の HP にて事例紹介として情報発信をする。堺市 HP への記事の掲載は発注者が行う。
 - ・受注者においても、SNS を活用し、記事の掲載を行うこと。また、記事が掲載された堺市 HP への誘導を行うこと。

周知・誘導例 SNSへの記事の掲載：記事作成の都度1回掲載

堺市HPへの誘導 ：堺市HPへの記事掲載の都度1回実施

- ・チラシによる記事への誘導として、当該記事を作成、発信している旨を記載したチラシを 1 回作成し、堺市 HP への誘導や記事の周知を行うこと。市施設においてチラシを配架するため、チラシ（A4 判、カラー片面印刷）400 部を用意し、発注者に納品すること。
- イ 女性雇用の取組のモデルとして、アで取り上げる企業の人事担当者等と（１）で求職意欲を喚起された求職者との交流会の実施すること。また、実際の雇用に結びつけるよう、企業に対し（１）で得た女性のニーズなどの情報提供を行い、女性の雇用推進の支援を行うこと。雇用目標件数 1 件以上。
- ①履行期間内に（令和 8 年 1 月～ 2 月頃）1 回以上実施すること。
- ②会場は受注者が確保すること。
（令和 5 年度にららぽーと堺 3 階からスタジオで実施。会場については、同程度の規模を想定すること）
- ③開催時間は 3 時間程度、アで選定した企業 5 社程度、参加求職者 40 名程度の参加を見込んでいる。
- ④開催に際して以下の調整をすること
 - ・アで取り上げる企業の人事担当者等への参加要請及び調整
 - ・（１）で求職意欲を喚起された求職者への交流会の案内と参加意思の確認※参加希望者が上限数を超えそうな場合は、市と協議の上、参加者を選定すること。
- ・当日に託児サービスを提供できるよう手配すること。
- ⑤当日の運営及び進行
 - ・企業から会社説明を行う時間を設けること。

・参加者が企業の人事担当者等に質問する機会、または、相互に意見交換をする時間を設けること。

⑥業務報告として、交流会実施後 5 日以内に、電子メールで参加人数及び当日参加者の感想等をヒアリングしたアンケートについて報告すること。実施するアンケートについては、事前に発注者に内容の確認をすること。

(3) 「さかい JOB ステーション」及び「キャリアナビさかい」との連携

ア 定期連絡会の開催

「さかい JOB ステーション」及び「キャリアナビさかい」と 3 か月に 1 回以上原則として対面で連絡会を行い、本業務の円滑な実施のため、スケジュールや情報交換、意見交換等を行うこと。

イ スケジュール・イベントチラシの送付

「さかい JOB ステーション」及び「キャリアナビさかい」に毎月スケジュールを前月 25 日までに電子メールで送ること（契約開始月については、決まり次第送ること）。スケジュールの送付後変更になったものは、逐一電子メールで報告すること。

ウ 「さかい JOB ステーション」及び「キャリアナビさかい」の会員登録

イベント等の参加者で「さかい JOB ステーション」及び「キャリアナビさかい」の会員登録を希望する者に対し、同施設の会員登録を受け付け、同施設に会員情報を送付すること。

エ イベント等参加者のアンケートの共有

「さかい JOB ステーション」及び「キャリアナビさかい」への情報共有に同意されたイベント等の参加者のアンケート情報（氏名・生年月日・住所・電話番号・メールアドレス・現在の状況（育児休業中など）等）をイベント実施後、2 週間以内に「さかい JOB ステーション」及び「キャリアナビさかい」に電子メールで送付すること。送付の際は、送付先のダブルチェックやパスワードを設定するなど個人情報保護に留意すること。

7. 実施報告書の提出

ア 提出期限 令和 8 年 3 月 31 日

イ 提出場所 堺市産業振興局産業戦略部雇用推進課

ウ 内容 下記の内容を紙媒体で提出すること

- ・イベント開催回数、日時、場所、参加人数、周知方法、実施内容、ニーズ分析結果等
- ・イベントごとの「さかい JOB ステーション」、「キャリアナビさかい」及びその他の求職者支援機関への誘導人数、登録実人数
- ・イベントで実施したアンケート結果
- ・イベントで聞き取った潜在求職者の意見
- ・女性就労モデル事業運営で訪問した企業、日時、取材内容
- ・交流会の日時、場所、参加人数、周知方法、実施内容、アンケート結果、就職者数
- ・その他

エ 提出期限内にすべて雇用推進課に提出すること。

オ 実施報告書の送付にあたっては、報告書の内容について事前に発注者の承認を受けること。

8. 著作権について

- (1) 本業務の実施に伴って生じた著作権は発注者に無償で譲渡する。
- (2) 第三者の著作物を使用する場合は、原則として「発注者が発行する発行物などに当該著作物を二次利用する場合は、あらかじめ無料で当該著作物使用の許可を得たものと見なす」旨、受注者の負担で著作権処理を行うこと。
- (3) 前項における著作権処理の際、著作権者の意向で、発注者の使用に対し何らかの制限を設けなければ使用許諾が得られない場合は、当該著作物を使用するかどうかについてあらかじめ発注者の意向を聴き、その承諾を得たうえで、著作権処理を行うものとする。この場合、発注者の使用に対し設けられた制限の内容について、受注者は文書で発注者に報告すること。

9. 暴力団等の排除について

(1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- ① 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- ② これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

(2) 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

(3) 誓約書の提出について

- ① 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- ② 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- ③ 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

(4) 不当介入に対する措置

- ① 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- ② 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、

直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

- ③本市は、受注者が本市に対し、①及び②に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- ④本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が①に定める報告及び届け出又は②に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

10. その他

- (1) 本業務を実施するにあたっては、労働基準法、その他の関係法令を遵守し、仕様書に従い忠実に履行しなければならない。
- (2) 受注者は、本業務の実施にあたって、業務の適切な遂行を図るため、本市担当者と常に密接な連絡を取り、その指示に従うこと。業務開始前に業務実施計画書及び業務責任者届を提出すること。
発注者は、本業務に必要な資料等を貸与することがある。受注者は貸与された資料等を厳重に管理し、発注者の許可無く本業務の目的外への使用、第三者への貸与または公表してはならない。また、業務終了後は直ちに当該資料を発注者に返却すること。
- (3) 本業務の進捗状況について確認するため、本業務で作成したチラシや実績報告（速報値）、実施報告書等の資料を発注者が要求するときは、受注者は速やかにこれに応じること。また、その他、雇用情勢や施策構築等のために必要な情報を収集することを目的に、本業務で収集したデータや情報の提供を発注者が求めた場合は、速やかに対応すること。
- (4) 受注者は、常に本業務に関する情報の収集に努め、有効・有益となる手段や方法等がある場合は、積極的に発注者に情報提供を行うこととする。
- (5) 受注者は、事故又は災害が発生した場合は、速やかに発注者に報告し、指示に従うこと。なお、業務の履行にあたり生じた損害については、受注者の負担とする（発注者の責めに帰すべき事由を除く）。
- (6) 受注者は本業務の実施に際し、状況に応じて感染症対策を行うこと。
- (7) 受注者は業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、業務を実施する上で必要から、あらかじめ本人の許可を得た個人情報等を他の就労支援機関等へ提供する場合はこの限りでない。
- (8) 成果物納入までにかかる一切の費用は、委託料に含まれるものとする。
- (9) 本業務を行うにあたって、事務連絡及び緊急時における連絡・処置等が迅速に対応できる体制を講じること。
- (10) 本業務を行う従事者は、常に規律を守り、品位を保ち、明朗、親切であること。また従事者の服装は、清潔で好感の持てる服装とすること。

- (1 1) 本業務の実施、本仕様書に明記なき事項、業務上発生した疑義については、発注者及び受注者の両者の協議により業務を進めるものとする。